

札幌市地域ケア会議推進事業実施要綱

平成 27 年 4 月 10 日

保健福祉局長決裁

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援のサービスが一体的に提供される地域包括ケア体制の実現をめざし、介護保険法第 115 条の 48 第 1 項に基づき本市が設置する地域ケア会議の運営を推進するため、国の地域支援事業実施要綱に定める地域ケア会議推進事業に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（会議の種別）

第 2 条 地域ケア会議の種別は次のとおりとする。

- (1) 個別地域ケア会議
- (2) 地区地域ケア会議
- (3) 区地域ケア推進会議
- (4) 市地域ケア推進会議
- (5) 区連絡会議・地区連絡会議

（会議の実施）

第 3 条 第 2 条第 1 号から第 4 号に定める地域ケア会議については、以下のとおり実施するものとする。

- (1) 個別地域ケア会議

ア 目的

個別ケースの支援内容について、多角的な視点から検討を行うことにより個別課題の解決を図ること。また、これらを通じて、介護支援専門員等の自立支援に資するケアマネジメント能力の向上を目指すとともに、地域の関係機関等の相互の連携を高め、地域包括支援ネットワークを構築する。さらに個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより地域課題を把握する。

イ 種類

(7) 課題解決型個別地域ケア会議

課題を抱えている個別ケースや対応が困難なケース等について、課題の分析及び解決に向けた検討等を行い、具体的な対応や支援計画を協議し、効果的な支援の実施につなげる。

(4) 自立支援型個別地域ケア会議

地域の多様な専門職の助言を踏まえて支援方法を検討することで、高齢者本人の自立に向けた支援や支援者間の認識の共有、および支援者の資質向上につなげる。

ウ 機能

(7) 個別課題解決機能

(4) ネットワーク構築機能

(7) 地域課題発見機能

エ 運営主体

個別地域ケア会議の運営主体は地域包括支援センターとする。

オ 構成員

地域包括支援センターは、会議に取り上げる個別ケースに応じて、以下の例に示す構成員から参加者を選定し招集すること。

(7) 本人・家族

(4) 介護支援専門員

(7) 主治医等医療関係者

(5) 民生委員等地区組織関係者

(5) 介護サービス事業所職員

(5) 区社会福祉協議会職員

(5) 区保健福祉課保健支援係及び保健福祉課関係者

(7) 地域包括支援センター職員

(7) 介護予防センター職員

(5) その他必要な関係者

カ オブザーバー

地域の支援者の資質向上等のため、本人の同意を得て、介護支援専門員等がオブザーバーとして会議に参加することを可能とする。

キ 開催等

- (7) 個別地域ケア会議で取り上げる個別ケースは、地域包括支援センターの業務から選定するほか、別に示す運営方針に基づき選定すること。なお、選定にあたっては、十分な課題分析を行い、地域ケア会議に取り上げることが有効な事例だと考えられる適切なケースを選定すること。
- (4) 本人又は家族の同意、会議参加者の守秘義務等の個人情報の取扱いについては、関係法令、要綱等及び当要綱第6条の規定に従い行うこと。また、個人情報に記載された資料については、会議終了後にすみやかに回収して裁断処分とするなど、適切な管理を行うこと。
- (9) 個別地域ケア会議を開催した場合は、毎月提出する事業実績報告とともに別に定める様式により、区保健福祉課保健支援係を通じて介護保険課に提出すること。なお、提出にあたっては、地区連絡会議や区連絡会議を活用し、必要な検討・調整を行うこと。

(2) 地区地域ケア会議

ア 目的

個別地域ケア会議やその他の個別課題の検討を通じてケースの検討を積み重ねることにより明らかになった地域課題や、地域アセスメント等を通じて裏付けられた地域課題を、地域の関係者と共有し、解決に向けた検討を行うことにより、地域に不足している資源やサービス、連携体制等の構築を図る。

イ 機能

- (7) 地域づくり・資源開発機能
- (4) ネットワーク構築機能

ウ 運営主体

地区地域ケア会議の運営主体は、区保健福祉課、地域包括支援センター、介護予防センターとする。ただし、主担当は介護予防センターとする。

エ 開催等

- (7) 地区地域ケア会議の開催頻度及び地区の範囲については、原則、介護予防センター担当地区ごとに年1回以上の開催とするが、取り扱う課題の範囲や優先度等を勘案し、運営主体で協議のうえ別の取扱いとすることも差し支えない。この場合の地区の範囲は原則単位町内会以上とするが、単位町内会よりも小さい単位での開催も可能とする。

- (4) 地区地域ケア会議は、基本的に個人情報を取り扱わないものとするが、課題解決上やむを得ず、個人情報を含む事例提供等を行う必要がある場合は、関係法令、要綱等及び当要綱第6条の規定に従い行うこと。
- (5) 地区地域ケア会議の開催にあたっては、当該地区のまちづくりセンター等関係機関と事前に調整を行い、協力を得たうえで実施すること。
- (6) 地区地域ケア会議を開催した場合は、毎月提出する事業実績報告とともに別に定める様式により、区保健福祉課保健支援係を通じて介護保険課に提出すること。なお、提出にあたっては、地区連絡会議や区連絡会議を活用し、必要な検討・調整を行うこと。

オ 構成員

- (7) 地域住民の代表者
- (4) 民生委員及び児童委員
- (5) 地区福祉のまち推進センター
- (6) 区社会福祉協議会
- (7) まちづくりセンター
- (8) 区保健福祉課保健支援係及び保健福祉課関係者
- (9) 地域包括支援センター
- (10) 介護予防センター
- (11) その他必要な関係者

(3) 区地域ケア推進会議

ア 目的

担当地域における地域福祉関係者や保健・医療・福祉等の各職能団体、行政関係者などの主要実務者の代表からなる会議を開催し、関係機関とのネットワークの構築や、地区レベル等の地域ケア会議を通じて把握された好事例や課題の共有、区レベルでの解決に向けた検討を行う。

イ 機能

- (7) 地域づくり・資源開発機能
- (4) ネットワーク構築機能

ウ 運営主体

区地域ケア推進会議の運営主体は、区保健福祉課、地域包括支援センター、介護予防センターとする。ただし、主担当は地域包括支援センターとする。

エ 開催等

- (7) 区地域ケア推進会議は、区ごとに年2回の開催とし、これを超えて開催することも差し支えない。
- (8) 区地域ケア推進会議においては、基本的に個人情報を取り扱わないものとするが、課題解決上やむを得ず、個人情報を含む事例提供等を行う必要がある場合は、関係法令、要綱等及び当要綱第6条の規定に従い行うこと。
- (9) 区地域ケア推進会議を開催した場合は、毎月提出する事業実績報告とともに別に定める様式により、区保健福祉課保健支援係を通じて介護保険課に提出すること。なお、提出にあたっては、地区連絡会議や区連絡会議を活用し、必要な検討・調整を行うこと。

オ 構成員

区地域ケア推進会議の構成員は、下記のとおりとし、関係機関からの推薦等により区長が委嘱する。

- (7) 地区福祉のまち推進センターの代表者
- (8) 地区民生児童委員協議会会長の代表者の中から区民生委員児童委員協議会が推薦するもの
- (9) 区内の介護保険サービス事業者等の代表者
- (10) 介護支援専門員連絡協議会区支部からの代表者
- (11) 札幌市医師会が推薦する者
- (12) 区社会福祉協議会事務局次長又は職員
- (13) 区保健福祉課保健支援係及び保健福祉課関係者
- (14) 地域包括支援センター
- (15) 介護予防センター
- (16) その他必要な保健、医療、福祉等関係者

カ 委員の任期

- (7) 委員の任期は、2年以内で区長が定めた期間とする。
- (8) 委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (9) 委員は再任されることができる。

キ 謝金

区地域ケア推進会議の構成員のうち別表に掲げる者については、本市が別に定める専門職として助言者の役割を担うことから、謝金を支払うものとする

区保健福祉課は、構成員が会議に参加したことを確認のうえ、当該構成員から提出された口座振替依頼書により指定された銀行口座に別表に定める費用を支払う。

(4) 市地域ケア推進会議

ア 目的

個別地域ケア会議、地区地域ケア会議、区地域ケア推進会議において検討された効果的な取組や成功事例、地域課題等を共有し、普遍化につなげるための協議を行うとともに、市に対し社会資源の開発や政策形成につながる提言・提案を行う。

イ 機能

政策形成機能

ウ 運営主体

市介護保険課

エ 開催等

(7) 市地域ケア推進会議は、札幌市地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）の一機能として、必要に応じ協議会を市地域ケア推進会議に置き換えて実施するものとする。

(4) 市地域ケア推進会議の実施は、年1回以上とする。

(7) 市地域ケア推進会議の運営に必要な事項は、条例・規則等による協議会の規定に準じることとする。

オ 構成員

(7) 市介護保険課

(4) 協議会常任委員

(7) 協議会臨時委員

(2) その他必要な関係者

（区連絡会議・地区連絡会議）

第4条 第3条第1号から第3号に定める地域ケア会議の開催等の支援については、札幌市地域包括支援センター運営事業実施要領第8条及び札幌市介護予防センター運営事業実施要領第7条に定める区連絡会議・地区連絡会議（以下「連絡会議」という。）により行う。

2 連絡会議では、地域ケア会議の開催等の支援に係る次の各号について必要な検討・調整を行う。

- (1) 地域ケア会議で検討する地域課題の選定
- (2) 地域課題の検討を行う地域ケア会議の運営準備
- (3) 地域アセスメントの共有及び活用
- (4) 連携が必要な関係会議との調整
- (5) 会議で積み残された課題、取り組みによる好事例及び有効な解決手法などの整理
- (6) 地域ケア会議で検討する課題の相談・助言

(地域ケア会議アドバイザー)

第5条 地域ケア会議による個別ケースの支援内容の検討にあたり、多角的な視点から個別課題の解決を行う必要がある場合には、第三者である専門職（以下、「地域ケア会議アドバイザー」という。）に会議への参加を求め、課題解決のための支援を受けることができる。

なお、当該個別ケースへのサービス提供に係る担当者及び主治医は関係者であり、地域ケア会議の構成員となるため、アドバイザーとはしないこと。

2 地域ケア会議アドバイザーの名簿、会議への参加方法及び参加に係る経費等の取扱については、別に定める。

(個人情報の保護)

第6条 介護保険法第115条の48第3項及び第4項により、運営主体は、地域ケア会議での検討を行うため、必要に応じて関係者等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。関係者等は、これに協力するよう努めなければならない。この趣旨は、地域ケア会議の構成員間で本人の同意なく必要な情報を共有できることを制度上可能とするものであるが、実際の運用にあたっては、同意を得ることが困難であり、かつ、高齢者の日常生活を支援するために特に必要がある場合に限るものとする。

2 運営主体は、口頭により本人の同意を得た場合は、その内容を経過記録等に記載すること。また、本人の同意なく、会議で必要な情報を共有した場合は、正当な理由について経過記録等に記載すること。

- 3 運営主体は、個人情報を取り扱う地域ケア会議を開催するときには、参加者およびオブザーバーに対して、介護保険法第 115 条の 48 第 5 項の規定により会議の参加者に課せられる守秘義務について、会議の開始前に必ず事前の説明を行うものとする。ただし、会議内容や参加者等に応じて、別に書面による同意を得ることは妨げない。
- 4 運営主体は、個人情報を取り扱う地域ケア会議を開催したときは、会議終了後個人情報が記載された会議資料をすみやかに回収して裁断処分とし、また参加者から会議録などの提出を求められた場合は、個人情報を記載していない記録を提供するなど、適切に管理すること。

(運営主体間の連携)

第 7 条 地域ケア会議の実施にあたり、区保健福祉課保健支援係、地域包括支援センター及び介護予防センターは常に連携し互いに協力を図り、会議の円滑な実施に努めること。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、高齢保健福祉部長が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 10 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 8 月 20 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 5 月 25 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表

区地域ケア推進会議委員費用

職 種	会議出席に伴い支払う費用
医師・歯科医師・薬剤師・ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・ 歯科衛生士・栄養士・認知症介護指導者・弁護士	12,500円／回（1日）

備考

上記の額は源泉徴収税額を含む金額であり、源泉徴収税は、給与所得の源泉徴収税額表の日額表を基に算定した税額をいう。